

鈴鹿市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 9 号

鈴鹿市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
鈴鹿市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成 4 年鈴鹿市規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（管理職員特別勤務手当の額等） 第 2 条 略 2 <u>条例第40条の 2 第 3 項の規則で定める勤務は、同条第 1 項（鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年鈴鹿市条例第 1 号）第17条又は第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</u> 第 3 条 略 2 <u>次に掲げる場合には、条例第40条の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第 2 項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。</u> <u>（1） 条例第40条の 2 第 1 項の勤務をした</u>	（管理職員特別勤務手当の額等） 第 2 条 略 2 <u>条例第40条の 2 第 3 項第 1 号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。</u> 第 3 条 略 2 <u>条例第40条の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u>

後、引き続いて同条第2項の勤務をした
場合

(2) 条例第40条の2第2項の勤務をした
後、引き続いて同条第1項の勤務をした
場合

別表第1（第2条関係）

組 織	職	金額
市 長 部 局	部長、技術統括監	12,000円
	会計管理者、理事、次 長、参事	9,000円
	課長、東京事務所 長、クリーンセンタ ー所長、図書館長	8,000円
	副参事	5,000円
略	略	略

別表第2（第3条関係）

組 織	職	金額
市 長 部 局	部長、技術統括監	6,000円
	会計管理者、理事、次 長、参事	4,500円
	課長、東京事務所 長、クリーンセンタ ー所長、図書館長	4,000円
	副参事	2,500円
略	略	略

別表第1（第2条関係）

組 織	職	金額
市 長 部 局	部長、技術統括監	12,000円
	会計管理者、理事、次 長、参事	9,000円
	課長、クリーンセン ター所長、図書館長	8,000円
	副参事	5,000円
略	略	略

別表第2（第3条関係）

組 織	職	金額
市 長 部 局	部長、技術統括監	6,000円
	会計管理者、理事、次 長、参事	4,500円
	課長、クリーンセン ター所長、図書館長	4,000円
	副参事	2,500円
略	略	略

この規則は、令和7年4月1日から施行する。